米子市優良建設工事表彰要領新旧対照表

新 旧 (表彰の対象) (表彰の対象) 第2条 優良建設工事の表彰(以下この条 において単に「表彰」とい 第2条 優良建設工事の表彰(次項及び第4条第4項において単に「表彰」とい う。)は、米子市が発注する建設工事(次項第2号において「市発注工事」と う。) は、米子市が発注する建設工事(次項第2号において「市発注工事」と いう。)のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する事業者 いう。)のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する建設業者 が施工したものを対象とする。 が施工したものを対象とする。 2 「省略] 2 [省略] (優良建設工事の選定等) (優良建設工事の選定等) 第3条 入札契約課長 は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定される 第3条 総務部契約検査課長は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定される べきと思われる建設工事を選定し、 次条の優良建設工事認定審査会に推 べきと思われる建設工事を選定し、これを次条の優良建設工事認定審査会に推 薦するものとする。 薦することができる。 (1)~(11) 「省略] (1)~(11) 「省略] (12) 橋りょう部門 2 前項の推薦の期限は、当該建設工事の完成した年度の翌年度の5月末日とす 2 前項の規定による推薦は、当該建設工事が完成した日の属する年度の翌年度 の9月末日までに行うものとする。 る。 (優良建設工事認定審查会) (優良建設工事認定審査会) 第4条「省略] 第4条「省略] 2 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって充てる。 2 審査会の委員は、次に掲げる職にある職員をもって充てる。 十木課長 建築住宅課長 都市計画課長 維持管理課長 建築指導課長 総務部契約檢查課長 総務部檢查専門員 総合政策部淀江振興本部淀江振 整備課長 施設課長 農林課長 水産振興室長 地域生活課長 入札契約課長 興課長 経済部農林水産振興局農林課長 経済部農林水産振興局水産振興室 長 都市整備部都市整備課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部営繕課 検査専門員 長 都市整備部建築相談課長 都市整備部住宅政策課長 下水道部整備課長 下水道部施設課長 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審査会は、委員の過半数 が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 「省略] 5 審査会は、必要があると認めるときは、施工現場、設計書等の確認及び関係 5 審査会は、必要があると認めるときは、施工現場、設計書等の確認及び関係 者からの意見の徴取を行うことができる。 者からの意見の聴取を行うことができる。 (庶務) (庶務)

第6条 優良建設工事の表彰に関する庶務は、<u>総務部入札契約課</u>において処理する。

第6条 優良建設工事の表彰に関する庶務は、<u>総務部契約検査課</u>において処理する。